

# 女川町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型） 試行実施要綱

平成 21 年 4 月 30 日  
女川町訓令甲第 25 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）第五条の規定に基づき、女川町が発注する建設工事に関する総合評価落札方式（特別簡易型）を試行するにあたって必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において、「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により、価格その他の条件が本町にとって最も有利なものをもって申込みしたものを落札者とする入札の方式をいう。

（対象工事）

第 3 条 総合評価落札方式の対象となる工事は、女川町制限付一般競争入札実施要綱（平成 7 年女川町訓令甲第 19 号）による一般競争入札の対象となる工事のうち、入札者の施工能力及び地域性等と入札価格を総合的に評価することが適当であると町長が認めた工事とする。

2 対象とする工事の選定にあたっては、女川町契約業者審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（落札者決定基準）

第 4 条 総合評価方式により入札を行うときは、あらかじめ次に掲げる落札者決定基準を定めるものとする。

- 一 総合評価に関する評価項目及び評価基準
- 二 落札者の決定方法

2 落札者決定基準は、対象とする工事ごとに委員会の審議を経て町長が決定するものとする。

（学識経験を有する者の意見の聴取）

第 5 条 総合評価落札方式の実施にあたっては、政令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び第 5 項、地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の規定に基づき、次の各号に掲げる事項に関して、あらかじめ、2 名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

- 一 落札者決定基準を定めようとするとき。
- 二 落札者決定基準に基づき、落札者を決定する際の意見聴取を学識経験者が求めたとき。

（入札告示）

第 6 条 総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ一般競争入札の公告において、次に掲げる事項について明示しなければならない。

- 一 総合評価落札方式の対象工事であること。
- 二 総合評価に関する評価項目及び評価基準
- 三 提出を求める総合評価に関する資料（以下「総合評価資料」という。）の内容及び提出に関する事項
- 四 落札者の決定方法
- 五 その他総合評価落札方式を行う上で必要と認める事項

（総合評価資料等の提出）

第 7 条 入札に参加する者は、町長が指定する日までに入札参加資格承認申請書（別記様式）及び総合評価資料を提出しなければならない。

- 2 総合評価資料等の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- 3 提出された総合評価資料等は返却しないものとする。
- 4 提出期限後の総合評価資料の訂正は認めないものとする。
- 5 総合評価資料を提出しない入札参加者は、失格とする。

(入札・開札)

第8条 入札及び開札は、町長が定めた日時及び場所で行うものとする。

2 開札後、落札決定を保留し、落札候補者を決定するものとする。

(落札候補者の決定)

第9条 落札者の決定は、最低制限価格以上予定価格以下の価格で入札したもののうち、次により算定した総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

一 総合評価点は、価格評価点と価格以外の評価点を加えた点数とする。

二 価格評価点は、次の式により求めた点とする。

価格評価点＝配点×(最低価格÷入札価格)

三 価格以外の評価点は、あらかじめ評価項目を定め、評価項目ごとの評価基準に応じて配点したものを合計したものとする。

2 前項の場合において、総合評価点の最も高い者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定するものとする。

(入札参加資格の審査)

第10条 委員会は、開札後、落札候補者となった者の入札参加資格審査を行うものとする。

2 落札候補者が入札参加要件資格を満たしていないときは、次の順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

(落札者の決定)

第11条 入札執行者は、落札候補者が委員会から入札参加資格の承認を受けたとき、これを落札者と決定するものとする。

2 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に対して落札決定した旨を通知するものとする。

(入札結果の公表)

第12条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

一 落札者

二 落札者を決定した理由

三 入札者の評価結果

(落札者として選定されなかった理由の説明)

第13条 落札者として選定されなかった入札参加者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日以内に、書面により理由の説明を求められることができるものとする。

2 入札執行者は、前項の規定により理由の説明を求められたときは、速やかに書面により回答するものとする。

(秘密の保持)

第14条 入札参加者から提出された総合評価資料等は、総合評価に関する審査結果を除き、公表しないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

別記様式(第7条関係)

一般競争入札(総合評価落札方式)参加資格承認申請書

平成 年 月 日

女川町長 殿

申請人住所  
商号又は名称  
氏 名

|     |  |
|-----|--|
| 工事名 |  |
|-----|--|

上記工事の入札に参加したく、下記資料を添えて申請します。

記

1 女川町建設工事入札参加資格承認書の写し

2 総合評価資料

申請担当者 \_\_\_\_\_

連絡先 電話( ) \_\_\_\_\_ FAX( ) \_\_\_\_\_